

教育モニター 様

「家庭の日」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

県では、青少年の健全な育成を図ることを目的とし、明るく豊かな家庭づくりを進めるため、昭和42年に「岐阜県家庭の日を定める条例」を設置し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めて、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うよう努めるものとしています。

また、条例では、県民の責務として、すべての県民はそれぞれの家庭が家庭の日を享受し得る環境をつくるように協力するものと規定しており、各市町村においても可能な範囲でこの取組みにご協力いただき、家族そろっての団らんや話し合いの時間、一緒に食事をする機会や家族そろっての地域活動への参加の機会等を大切にす環境づくりを積極的に行っていただくようお願いしているところです。

県としましては、こうした家庭の日の趣旨をご理解いただき、県から市町村や県民に対して行事の具体的な活動内容等の制限を示すのではなく、それぞれの地域において、望ましい家庭の日のあり方や過ごし方について話し合っいただき、よりよい地域づくりや青少年のための環境づくりにつながるような取組みを行っていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

子どもたちを見守っていただける教育モニター様のご意見に感謝申し上げるとともに、今後とも、ご支援のほどお願い申し上げます。

平成27年3月12日

岐阜県教育委員会  
教育総務課長 西垣 功朗